

入札参加申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 殿

申込者
住 所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

【担当者】

【電話番号】

下記の入札に参加したく関係書類を添えて申請いたします。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

1 件名

件名	島根県警察学校庁舎の電気の供給
----	-----------------

2 添付書類

- 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 法務局に登録する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員名簿（以下「役員名簿」という。）
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率（40%以上）を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書又は誓約書（任意様式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 殿

役員名簿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

当社の役員は、次のとおりです。

※1 区 分	(フリガナ) ※2 氏 名	性別	※3 生年月日	住 所

※1 「区分」の欄には代表取締役、役員、監査役等の役員名称を記載する。

※2 氏名にはフリガナを記載する。

※3 生年月日は和暦で記載する。

二酸化炭素排出係数等適合証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 令和5年度の状況

	評価する項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO2/kWh)		点
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		点
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		点

	評価する項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		点

①から④の合計点数	点
-----------	---

注1) 1の「自社基準値」及び「点数」には、別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載すること。

注2) 1の合計点数が70点以上である者を入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和5年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.450未満	70
	0.450 以上 0.475未満	65
	0.475 以上 0.500未満	60
	0.500 以上 0.520未満	55
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、「4. 各用語の定義」を参照

*経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札参加に当たっては、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が基準70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明

明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後、速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

4. 各用語の定義

用語	定義
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の二酸化炭素排出係数。</p>
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p>

	<p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用率(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用率(送電端)(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh)) ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh) ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非化石証書の量(kWh) <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備源(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。</p>
<p>⑤省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制時に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 殿

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

私は、下記の者を代理人と認め、島根県警察学校庁舎の電気の供給契約に関し、下記の権限を委任します。

記

委任事項

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約の履行に関する件
- 4 契約の履行に伴う代金請求及び受領に関する件
- 5 その他前各号に付帯する一切の件

受任者 住 所
商号又は名称
氏 名

受任者使用印鑑

受任者使用印鑑

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 殿

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

下記の者を代理人と認め、下記入札（見積）に関する一切の権限を委任します。

記

件名 島根県警察学校庁舎の電気の供給

受任者 住 所
商号又は名称
氏 名

受任者使用印鑑

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

下記金額をもって、入札公告及び入札説明書等を承諾の上入札します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

件 名 島根県警察学校庁舎の電気の供給

入 札 金 額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

※記載する入札金額は、下記単価内訳に記載した単価を別紙に提示する予定契約
電力及び予定使用電力に従い計算した総価（入札金額：税抜き）

単 価 区 分 内 訳

基本料金		円/KW
電力量料金単価	夏季	円/KWh
	その他季	円/KWh

※単価には、消費税及び地方消費税を含む。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 ㊟

上記代理人 住 所
商号又は名称
氏 名 ㊟

下記金額をもって、入札公告及び入札説明書等を承諾の上入札します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

件 名 島根県警察学校庁舎の電気の供給

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

※記載する入札金額は、下記単価内訳に記載した単価を別紙に提示する予定契約
電力及び予定使用電力に従い計算した総価（入札金額：税抜き）

単価区分内訳

基本料金		円/KW
電力量料金単価	夏季	円/KWh
	その他季	円/KWh

※単価には、消費税及び地方消費税を含む。

質 疑 票

令和 年 月 日

件 名	島根県警察学校庁舎の電気の供給
質疑項目	
質疑内容	
会 社 名	
所属・担当	
電話・FAX	() - FAX () -

* 質疑項目は1項目ずつ別紙とすること。

回 答 *記入しないこと	
-----------------	--

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。